

第4章 海外における農業労働事情

第4章 海外における農業労働事情

本章では、欧州における農業に関する幾らかの事例を取り扱う。事例は、主に欧州連合（以下、「EU」という）加盟国の中から簡潔に紹介し、EUが進める市場統合とガット・ウルグアイ・ラウンド交渉¹⁰に対応したEUの農政転換に特徴づけられる欧州農業の事情を紹介する。1960年代の欧州共同体（EC）以来、西欧諸国では域内優先原則や域内農業保護政策を重視する傾向が強くみられたが、現在のEUは、農政転換を進め、国内農業保護の削減と規制緩和の促進を中心とする市場競争型の農業政策を重視する傾向にある。

農業に関する海外事情を紹介する場合、もちろん、第2次大戦後におけるアメリカ型の食料生産・加工・流通・消費システムが地球的規模で広まって来た過程を無視することは出来ないし、また、いわゆる「多国籍アグリビジネス」を実質的に主導してきているアメリカ、及び近年の農産物市場における中国の役割など、欧州以外の状況を理解することも重要である。しかし、本年度の報告書では、日本の農業労働力の状況を理解するための参考情報として海外事情を扱うこととした。本章では、EUの農業政策の動向及びイギリス、スペイン、オランダにおける農業従事者の農業への取り組み事例について紹介する。

1. 欧州連合（EU）全体の傾向

日本の農業における人口構造の変化については第2章の事例研究で言及したが、多くの農村地域では、農業人口の高齢化や過疎化の進行、及び都市近郊との地域格差の拡大などが深刻な問題となっている。欧州の農村地域においても、日本と同様、過疎化や都市部との経済的な地域間格差が拡大するという問題に直面している。欧州では、これまでEUが農家に対して所得保障的な助成金等による保護を手厚く与えてきたという経緯もあり、今のところはそれほど状況が深刻ではない地域もみられる。しかし、辺境農村地域においては、地域経済の中核である農業生産のあり方に問題を抱え、また近年とくに、農業後継者を含む若者や女性

¹⁰ ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉 - 1986年に開始され、その交渉過程ではアメリカの提案が大きな影響を及ぼした。1993年12月の交渉妥結の後の1994年4月には合意内容に基づいて世界貿易機関(WTO)の設立協定およびそれに付随する一連の農業合意が調印された。1993年での主要な合意点は次の3つである。(1)価格支持などの国内助成の20%削減、(2)原則としての全ての輸入制限の関税化、及び(3)輸出補助金の削減である。これら一連の農業合意により、国内農業保護向け支出と輸出補助金の削減、非関税障壁の撤廃など、全面的貿易自由化を基調とする世界農産物貿易の新たな枠組みが形成された。各国の農業政策は市場対応型生産へのよりいっそうの変換を迫られることになった。

アメリカの提案は交渉の進展に合わせて変化をみせているものの、その基調はECの共通農業政策に基づく域内優先原則、価格支持、変動輸入課徴金などの域内農業保護政策、非関税障壁などの撤廃を目的としたものであり、1980年代にECが農産物輸出国として台頭してきたことを背景としていた。

の農村離れに歯止めをかけるのに苦心している。

このような状況の中で、EU全体の傾向としては、加盟各国の連帯の実現のために「経済的・社会的結束」の強化、すなわち、経済的に裕福な地域と貧しい地域との格差を縮小させることがEUの重要な目標の一つとしてあげられる。EUでは、このような農村地域を含む過疎地域や構造的問題を抱える地域に対し、「構造政策 (Structural Policy)」と呼ばれる財政支援策を実施している。このような財政支援策の一環として様々な地域政策や社会政策が実施されているが、農業に関連する諸問題の中で第一にあげられるのが農村地域振興の問題であり、ここで最も重要となるのが共通農業政策 (Common Agricultural Policy = CAP) とリーダー事業 (Leader Initiative) である。以下、この2点に関して簡潔に解説する。

共通農業政策(CAP)

共通農業政策は1958年に創設された欧州経済共同体設立条約であるローマ条約により規定され、1968年から本格的に実施されている。共通農業政策は「共通市場制度」と「農村開発政策」の2つの柱から構成され、EU域内における食糧自給率の向上、農業生産性の向上、農家の所得増大、農産物市場の安定化などを目的としてきた。財政支出の抑制、WTO農業交渉¹¹などを背景として、数次にわたり、支持価格の引き下げ、直接支払いや農村開発政策の強化に向けた改革が実施されている。

初期の共通農業政策は保護政策的色彩が強く、国際市場でのEU農産物価格の安定を主要な目標とした。その中でも、農産物生産のための多額の助成金の支払を中心とする価格政策による農業所得の維持を特色としていた¹²。

これに対して、近年の展開としては、将来の拡大EUを念頭においた政策合意「アジェンダ2000」に基づいた共通農業政策の新たな改革があげられる。これらの改革は政策関連経費の削減を中心的な目標とするものである。一連の改革の結果として、共通農業政策の開始当時の政策的目標は変更された。今までの価格支持による生産刺激的な農業所得政策から、農家の経営改善に対して農家に直接補助金が支払われる形態に政策転換が行われた。したがって、政策の性格は、所得保障という保護的色彩から市場競争原理を強調した色彩へ移行した。具体的には、農家に対して、高品質の農産物を消費者の需要に合わせて生産するように働きかけるとともに、合理的、効率的な農業経営に対して補助金を支給して競争力を刺激することへ移行したのである。これにより生産性の高い農業経営が奨励されることとなった。

¹¹ WTO農業交渉 - WTO農業協定20条の規定に基づき、2003年に開始された。2001年11月に立ち上げられた新ラウンドの一部として2005年1月1日の交渉期限までに一括して合意されるべきものとされている。2003年9月にメキシコのカンクーンで開催された第5回WTO閣僚会議では、閣僚会議文書案が討議されたが先進国と途上国の対立などのために農業分野を含め何ら合意が得られなかった。

¹² 2002年には、共通農業政策の下で支払われた農業助成金は合計45億ユーロに上り、EU総予算の約40%を占めた。

このような政策的方向性に加えて、現在では、環境の保護に政策的重点がおかれている。「アジェンダ 2000」では「適切な農業活動」のもとに環境の保護と保全が重要な問題として位置づけられている。EUにおける環境保全への注目の基底には、農村型の生活に基づいた「欧州型社会の構築」という一つの社会理念が存在しているといえよう。

リーダー事業 (Leader Initiative)

前述のEUの財政支援策の中で、共通農業政策とともに重要であるのが、1992年に開始されたリーダー事業 (Leader Initiative) である。共通農業政策が価格・所得政策をその中核とし、農家を財政支援対象としているのに対し、リーダー事業は農村地域全体の活性化を目標とし、地域共同体を財政的支援の対象としている。

LEADER は、「Liaison Entre Actions de Developement de l' Economie Rurale (農村経済発展の活動の連携)」の頭文字をとったもので、この事業は農村地域の住民が主体となって実施するボトム・アップ型の農村活性化事業に対してEUが財政上の支援を行うものである。支援の対象者は、農家だけではなく、非農家も含み、対象となる事業内容も、農家民宿などを中心とするグリーン・ツーリズム、農業特産物の生産、中小企業振興、農村在住の女性や若者への就業促進事業など多岐にわたる¹³。

これらの目的に合致すると認められる事業プログラムについて、公共団体、民間団体やNGOにより構成されるLAG (Local Action Group) を基盤とする活動母体を通して、EUが財政支援をし、目的を達成しようとする事業である。

財政支援の中で、民間団体からの出資がかなりの部分を占めるのもリーダー事業の特徴である。活動資金に対しては、EU構造基金からの助成が約4割、加盟各国からの公共助成が約2割5分、残りの活動資金は民間部門からの出資によっている。この事業の特色は、これが単なる上からの助成事業ではなく、地域住民の主体的参加によりコミュニティ、公共機関、民間機関の各セクターの連携を通して地域住民の要求に応えようとしていることである。

以上のように、EUにおける農村地域振興のための財政支援策の中には、一方で、共通農業政策があり、これはどちらかということ、中央政府から生産事業者に対して金銭的援助が行われるという一方向性の事業という性格を持っているといえよう。他方で、リーダー事業には、地域住民の主体的な参加を基軸としたボトム・アップ的な性格がみられる。このような政策の大枠の中で、各加盟国が国内事情を踏まえたそれぞれの考え方と方法で農業の振興に熱心に取り組んでいる。

¹³ リーダー事業を取り扱った最近の論文の中で、その概要をとりまとめたものとして、西川による「欧州連合 (EU) の農村振興政策 - LEADER 事業 - 」がある (西川 2003)。

農業労働が具体的にどのような形態と実情にあるかを、以下の5つの事例を通して検討する。

なお、前述したようにEUの最近の傾向の一つとして、環境の保護の政策的重要度が高くなっており、そのことからリーダー事業等においても環境保護に関連したグリーン・ツーリズムの問題を取り扱っているものが多くみられている。

2. 欧州及びイギリスにおける農業労働の事例

欧州の農村地域全体の傾向として、20世紀のほぼ全期間にわたり、農村が経済的及び社会的に衰退し、農業人口が減少したことがあげられる。この背景には、農産物価格の低下、農業の機械化、都市近郊地域での農業以外の新たな雇用機会の増加、さらに、農業に基づいた生活様式は流行らないとみる時代の風潮などの要因があった。

日本の場合も同様であるが、西欧諸国の場合は、19世紀の後半以来、工業化による第1産業から他部門への人口流出が顕著な社会現象であり、1945年以降、欧州各国政府は農村や農場からの農業人口の流出を防ぐために様々な政策を実施してきた。このような政策の中で、中心的なものが農村地域における産業振興政策であり、企業の誘致や工場の建設を促進するための政策が推進された。このような産業振興政策が主流であった時期では、技術や経営のノウハウの都市から農村への移転が試みられた。英国ブリストル大学教授バーナード・レーン (Bernard Lane) 氏による事例研究、*Rural Entrepreneurship: A European Commentary and Case Studies*、によると、このような試みの中には、もちろん、成功したケースもみられるが、近年、欧州の農村地域において顕著な現象として多くの注目を集めている農村起業 (Rural Entrepreneurship) の成功の度合いに比較すると、産業振興政策による成功はあくまでも限定的な成功でしかなかったことが示されている。

なお、以下に記述するEU圏内の農業労働に関する事例1から事例3は、農林水産政策研究所により取りまとめられた「農村地域でのビジネス企業 - 欧州での現状と事例 - 」に紹介された事例を農業従事者の労働という側面から要約したものである。事例4は、高い生産高と労働生産性において世界のトップレベルにあるオランダの施設野菜栽培について紹介したものであり、農地の活用のあり方、今後の日本の農業のあり方について多くの示唆を与えるものである。最後に、事例5は上記、農林水産政策研究所による「住民意思に基づく農村整備 - オランダの事例 - 」を環境保全と農業労働の観点から要約したものである。

事例1 イギリス、ドーセット県、ロングメドウ有機野菜農場

地域の農家から余剰農地を購入した都会の若夫婦が野菜生産を開始し、そこを小規模の有機野菜農場として開発して成功したケースである。

ロングメドウ有機野菜農場はロンドンから200km以上離れた遠隔農村地域にあり、1974年に「農村開発地域(Rural Development Area: RDA)」として指定される地域にある。農場面積は10.5ヘクタールである。事例農場はRDA指定地域住民としての財政支援を受けていたが、RDA地域指定は1995年で終了している。事例地区での公的政策は起業のための支援と言うよりは、環境の保全に重点を置いたものであった。

ドーセット県内には大規模農場が多く、小麦と羊を中心とする粗放的な農業が伝統的であった。他の遠隔地域と同様に、事例地域では人口の減少が顕著であったが、1990年代にかけて安価で魅力的な農村住宅を求めて多くの定年退職者が都市地域から移住する現象がみられる。従って、人口減少の問題は、現在では、それほど深刻でない。

ドーセット県内で有機栽培を行っているのは、事例の対象である農家だけである。完全有機農法を試みており、その農産物の9割は直接販売である。そのうちの大部分は135世帯への野菜箱詰めの直接配達販売である。ビジネス競合に関しては、隣接県及び地域で1社ずつ、遙かに経営規模の大きい協同組合が存在している。

農場では、所有者である2人が常勤で働き、農業経営者としての役割を果たしている。これに加えて、季節に応じてパート労働者が雇用され、フルタイム換算で1人分の雇用に相当する。従って、この起業からは3人のフルタイム雇用が生まれている。野菜栽培以前の土地利用（放牧地）では、フルタイムで0.1人分の雇用が得られたのみであった。農場の評価額も、起業以前の約£10,000から£275,000位に増加している。農場からの総売上は年間約£100,000を越える。賃金分を差し引いた収入は年間約£60,000になる。

最後に、この若夫婦は、以前に農業経験はなく、特別な農業研修や訓練も受けていない。

この事例については、以下のことが成功要因及び成功への課題であったとの分析が行われている。

1. 欧州では、近年、都市地域から農村地域へ移動し、新たにビジネスを起業する者が増加しつつあること。このような新規参入者には高学歴の者が多い。このような新規参入者は一般的に農村ライフスタイルを好む傾向が強い。しかし、同時に、彼らは伝統的な農村社会に起業促進のアイデアをもたらすことに貢献している。
2. 一般的に、農業で生計を立てていくことが困難な環境にあっても、耕作のタイプ（無農薬有機栽培か、慣行農業であるかなど）の選択に注意し、販売を効果的に行えば、起業に成功する可能性が高いこと。

3. 市場で要求されていることを的確に行えば、たとえ小規模であっても、起業家的な方法で生産すれば成功すること。
4. 正式の農業研修や教育訓練は必ずしも必要ではないこと。それよりも、起業家的な手腕と肉体的な持続力などが必要とされる場合が多い。
5. 市場に対する理解と市場との接触が成功条件となること。

事例2 イギリス、ドーセット県、マンガトンミル

小規模農場（マンガトンミル農場）の閉鎖後の農地の活用の問題として相続した農地を利用した観光事業の成功例である。この事例の農地活用のあり方は、いわゆるグリーン・ツーリズムと呼ぶことのできるものである。事例の場所であるマンガトンは人口約1万人の農村であり、ドーセット県のマーケットタウンであるブリッドポート（Bridport）から北に約4kmのところの位置している。ロンドン及び他地域への交通もよくなく、人里離れた農村地域にある。事例1と同様に、この地域も1974年に農村開発地域（RDA）に指定されている。

この地域は中小規模の農場が多く、地域の農業は伝統的に混合栽培と肉牛・羊の生産が中心であった。マンガトンミル農場では、以前、水力製粉所で穀物を加工し、地元の農家に小麦粉や家畜飼料を販売していた。これに加えて、55ヘクタールの農地での乳牛の飼育およびジャガイモ、大麦の栽培も行っていた。農業の近代化の過程で多くの製粉所は放置され、破壊されてきた。マンガトンミル農場も例外ではなく、水力製粉所は1966年に閉鎖された。農場の所有者が亡くなった1987年には、農地は分割され、農場の管理者が、その一部15ヘクタールを相続した。英国の標準からすると、15ヘクタールの農地（放棄地）は小規模と見なされる。遠隔地という地域性を考慮に入れた場合、この土地で農業を専業として営み、生計を立てて行くことは不可能であった。農場管理者は56歳であり、年齢からしても、新たに求職活動を始めるのは無理であった。

放棄地を相続した夫婦は、消滅寸前にあった製粉所をグリーン・ツーリズムのためのセンターとして復旧し、さらに、幾つかの農場建物や近くの住居を活用してティールームを建造し、農村生活博物館にした。キャラバン場なども併設し、1988年には、本格的に観光事業に乗り出した。修復した農場建物はワークショップや店舗スペースとして4つの企業に短期契約で貸与している。営業期間は3月から11月までであるが、ワークショップや店舗は通年オープンしている。現在では、フルタイム3人（農場管理人夫妻と娘）、営業シーズン中にパート3人、および貸し出しているワークショップと店舗では、最高6人までの雇用が地域内で生み出されている。

マンガトン地域が農村開発地域に含まれていたこともあり、観光事業の起業時には約£3,000の公的部門からの直接補助金が与えているが、この事例では、事業の成功の要因とし

ては、公共部門の関与はもっとも影響力が少ない要因とされている。反対に、最も重要であったのが、西ドーセット自治体からの取り計らいやブリストル大学での「農村ツーリズム開発プロジェクト」などの地域レベルでのアドバイスや支援であったという。

この事例については、以下のことが成功要因及び成功への課題であったとの分析が行われている。

1. 農地を活用する場合、既存の農業生産の継続ではなく、非農業活動をとおして経済利益を上げることが出来ること。
2. わずかな土地でも周到に開発すれば、非農業活動の資源となること。
3. 事業の成功のために正規の教育訓練は必ずしも必要ではないこと。

事例3 スペイン、テルウエル州、トレ・デル・ヴィスコホテル

遠隔地農村地域での農場再開の例である。地元の農業が衰退していく中で、農場建物の再利用と追加建物の新築により、小規模のホテル経営に乗りだし、農村地域振興として成功した事例である。事例場所であるテルウエル州はスペインでも最も貧しい地域の一つであり、観光業が展開されたケースは殆どみられない。OECDの農村地域分類によれば、テルウエル地域は「遠隔地域」とみなされる。

この農場はスペインの北部に位置するアラゴン（Aragon）地方3つの州（Province）の一つであるテルウエル州に位置している。事例場所から首都マドリッドまで車で約5時間である。事例対象となるホテルはスペインの中でもっとも過疎地にあるホテルだと言われる。中部スペイン地域は小規模の小作農業を伝統的な特色としており、そのほとんどが自作農である。農場は1930年代からのものであり、ホテルの原型となった領主館（estate house）は15世紀からのものである。農場では、地元の小作農家が共同で穀類、アーモンド、豚、林産物を中心として生産活動していたが、小作農家の高齢による離農のために放棄地となり、1993年に現在の所有者が購入したときは土地も建物も荒廃していたという。

テルウエル州では人口の過疎化の問題が現在でも深刻である。この地域一帯はいわゆる中山間地域であり、1989年の時点では、地元農地の生産性はEU12カ国平均の13%にすぎない。伝統的な自給型農業の中で、ハム製造のための豚の商業生産が少し行われており、それに加えて、オリーブ油の生産も小規模であるが行われてきた。つい最近、地域特産品として、高級オリーブ油の生産が始まったばかりである。地域としては、民間及び公共部門双方に取り、魅力の乏しい地域である。

スペインの農村地域政策は1986年のEU加盟後に大きく変化している。地域政策が貧弱であったEU加盟以前に比べて、テルウエル州でも90年代にはEU構造政策（Structural

Policy)による財政支援を受けた。さらに農村地域レベルでは、前述のリーダー事業の一環としてリーダー会社が地元設立され、様々な支援が与えられている。支援の具体的な内容としては、道路や通信施設、医療やレジャー関係の各種アメニティ施設の建設を目的とした各種インフラストラクチャー整備への支援が主要なものである。

事例のホテル起業に関しては、リーダー会社により、資金の支援のみならず、短期の契約で、若い人材が起業支援のために提供された。支援の中では、特殊農産物の生産や農場経営の多角化のためのアドバイスが中心である。資金の支援に関しては、低金利の融資による支援に加えて、リーダー事業管轄の「ツーリズム開発基金」から投資額の10%相当への助成が与えられている。

ホテル経営と関連して、農場開発が進められている。農地面積は約80ヘクタールで、その内30ヘクタールの耕地で、野菜と果物を主にホテル利用客のために生産している。ホテル経営の方では8人、農場経営の方で2人、合計10人のフルタイム雇用を生み出している。これに加えて、2人の起業者もフルタイムでホテルと農場の経営に当たっている。この2人はマドリード出身で、2人とも大学レベルの教育を受けている。ビジネス経験はあるものの、農業経験はない。

この事例については、以下のことが成功要因及び成功への課題であったとの分析が行われている。

1. 都市近郊からの遠隔地においても新規参入が可能であり、ビジネス起業が成功できるということ。
2. 市場で要求されている事項に焦点を合わせ、高品質のサービスを提供することを通して、ニッチ市場を開発できること。
3. 専門分野での正式な教育訓練は必ずしも必要ではなく、むしろ起業家的な手腕の方が大事である。
4. 農村型のライフスタイルの追求に興味を持つ都市地域からの移住者にとっては、遠隔地域の経済的には貧しい農村地域と農村生活も魅力的であること。
5. 農業と観光業を組み合わせることで相乗効果を上げることが可能であること。
6. 市場の理解と市場との関係性の維持が成功のために必須であること。

事例4 オランダ、ウエストランド地方における施設野菜栽培

オランダの施設栽培はその土地利用のあり方と先端技術を駆使した生産管理において注目に値する。一般に施設園芸は野菜栽培と花栽培を中心とする施設栽培に分かれる。この事例では施設野菜栽培を取り扱う。以下に紹介する内容は、ホームページ記事「オランダの施

設園芸に学ぶ：第3回 園芸の歴史と高度な施設栽培技術を支えるシステム」を土地利用と農業従事者の労働の観点から要約したものである¹⁴。

オランダにおける施設野菜栽培の歴史は古く、現在でも、運河を利用した交通の好適な立地条件を備えるウエストランド地方を中心に野菜の施設栽培が行われている。本格的な施設野菜栽培は約100年前に始められた。栽培技術の進歩および高価格販売のために、農産物は早期出荷されるようになり、これがガラス温室栽培の発展につながった。ガラス温室栽培開始当初は葡萄、プラム、桃の栽培が中心であったが、1950年代には、野菜ではトマトが最も普及した栽培品目であった。1970年代には、温室栽培環境のコンピューター制御、作物・病虫害の状態管理、雇用労働者の管理など、施設管理における技術革新が急速に普及し、栽培面積が拡大した。このような技術革新を通して単位面積当たりの生産高が飛躍的に伸び、トマトの単位面積当たりの生産量は50～55ton/10aにもなり、オランダの施設栽培は輸出産業として発展してきた。現在のオランダでは、「ガラスの海」といわれるほどにガラス温室栽培は普及しており、その農業形態のほとんどが法人経営（有限会社）である。温室面積は1ha～4haと大規模生産が中心である。

1970年代から1980年代前半には、施設栽培が急速に発展したものの、1980年代後半から現在にかけては加湿温室への過剰投資と環境保全用の設備投資の増大により、収益率は低下する傾向にある。現在でも、ウエストランド地域は施設栽培の中心的地域であるが、次の事例5と同様に、欧州の他先進諸国と同様の都市化の波の中での農業労働者の都市地域への流出、景観の損傷や地下水の汚染などの環境破壊が深刻な問題となっている。さらに、オランダの施設栽培は、国内総消費量の10%にあたる45億 m³/年の天然ガスを消費し、エネルギー経費は総経費の約15～20%を占め、エネルギーの効率的な消費は農家にとり重要な課題となっている。

最近では、エネルギー利用効率のより高い温室施設の拡充のために新たに設備投資をする農業者と、転職する農業者に分かれる傾向にある。ここで、経営規模1.5haが経営規模拡大と離農を分ける主要な要因であることが指摘されている。

経営規模が1.5ha以上の農業者は「レジスター・システム」と呼ばれる雇用栽培管理システムを導入することにより、作業効率が1～3割向上し、収穫量も1割程度向上する事実が知られている。レジスター・システムは主に大規模農場で用いられている管理手法であり、雇用労働者の管理や、作物の状態の管理のために、ハンディタイプのコンピューター入力端末（レジスター）を使用し、農作業員に入力させている。これにより、作業区画ごとの作業名、作業員、作業時間、収穫量、病虫害の発生などが効率的にデータベース化され、コスト計算や管理計画のために活用される。1997時点での導入率はパプリカやトマト栽培農業者で50%以上、バラ栽培農業者で約30%であり、今後の急速な普及が予想されている。

¹⁴ URL:<http://www.pref.mie.jp/fukyu/tyuou/nishi3/nishi47.htm> 参照

作業過程の機械化と自動化の普及はオランダの施設栽培の顕著な特色である。施設野菜栽培農業者のほとんどは苗を専門会社から購入するか、育苗を委託する傾向にある。機械化と自動化は苗生産会社で最も進んでおり、経営規模の拡大と労働生産性の向上のため、灌水や防除の自動化のみならず、播種から鉢ずらし、苗の出荷に至る一連の作業過程をすべてロボットに受け持たせるシステムをもつ企業が多い。労働経費の削減のために、出稼ぎ労働者やパート労働も活用されている。参考までに、切りバラ生産では、パート労働者の平均的時間給は2,000円～3,000円と日本の3倍近くであり、高い人件費に対処するために、機械化・自動化が積極的に行われている。

なお、オランダの国土は海拔ゼロメートル地帯が多く、農業耕作地のほとんどが砂地、湿地である。農業が営まれる国土面積は国全体の60%に及び、オランダ西部では酪農、花栽培、東部ではジャガイモ、ビーツなどの野菜生産が農業生産活動の中心となっている。オランダ農業は畜産、酪農、施設園芸を中核とする資本集約型農業が主流であり、過剰資本投入の結果廃業に追い込まれる農家が少なくない。農業従事者は約29万人であり、女性の参加が顕著で、その数は約10万人に及ぶ。しかし、農業人口のうち、約5万5千人が50歳以上の高齢者であり、そのうち60%には後継者がいない。

農業分野の輸出への貢献は顕著であり、農産物の輸出額はオランダ総輸出の約1/4を占め、アメリカ、フランスに次いで世界第3位の農産物輸出国である。EU共通農業政策による農産物価格の引き下げ、ギルダー高による国際競争力の低下のために農家所得は減少傾向にある。このため、農業経営者の間に、経営合理化の必要性に対する認識がいつそう高まりつつある¹⁵。

事例5 オランダ、ヘルデルラント州、ジュヴェント村

機械化、圃場整備による景観の単調化、農業人口の高齢化、共同体精神の喪失は欧州先進工業諸国の農村に共通してみられる現象である。農業の近代化により引き起こされたこのような問題に対する政策的対応として、欧州では、農村地域振興や環境保全の問題が重視される傾向にある。オランダは昔から自然環境政策に重点を置いており、特に、近年の農業政策はこの傾向を顕著に表している。

この事例では、ジュヴェント村の周囲に再整備された延べ11kmにおよぶ散策およびサイクリングのための遊歩道の建設の過程が取り扱われている。ジュヴェント村の遊歩道は、LNV（農業・自然保護・漁業）省、州政府、地方自治体、レクリエーション局、地元の組織や企業などの支援のもと、ジュヴェント村のボランティアの人々の協力を得て、健康のためのレ

¹⁵ 外務省ホームページ オランダ経済概況参照
(URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_96/olanda/o_gaikyo.html)

クリエイションや児童と高齢者の安全のために造られた。プロジェクトの遂行にあたっては、単なる遊歩道の建設だけではなく、自然を生かした景観の維持と保全に最大の関心が払われた。ここでは、地域住民の意思を最大限に反映させようとする新しい形の農村整備や農村地域振興のあり方が示されている。

この事例の特徴は、地域の開発に当たり、土地と所有権の問題が取り扱われていることである。オランダのように人口密度が高く、すべての土地が隅々まで集約的に利用されている国では、地域開発計画は土地所有権を巡る激しい争いを各地で引き起こしている。

農地は一度売買された場合、元に戻すことが非常に難しく、農地の売買に対する地元農民の心理的な抵抗感が大きい。シェヴェント村の場合、新たな遊歩道の建設候補地は、約30名の村人（その大部分は農業経営者）の所有地、村の学校と教会、地域の自治体、森林行政庁、レクリエーション局、水利組合の所有地に存在した。遊歩道建設のために設立された地元財団法人協会が、これらの土地を購入する代わりに、通行のために地役権¹⁶を設定するという形で土地の再利用に際して、地域住民の間での交渉が進められたことが、プロジェクトが成功するための重要な要因であったことが記されている。

¹⁶ 地役権とは不動産に設定される一種の権利で、承役地（通行を容認させられる土地）は要役地（通行を要求する土地）の便益のために利用されることを認める義務を負う。承役地を通行する権利を認めることで、この場合には、遊歩道通路の設定またはその他の限定的な土地解放ということになる。